

監査報告書

平成15年5月20日

独立行政法人 航海訓練所
理事長 安本博通 殿

独立行政法人 航海訓練所

監事 山内哲 哲
監事 上橋正義 正義

私たち監事及び前任監事は、独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人航海訓練所（以下、「法人」という。）の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の業務の執行について監査しました。その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長及び理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧した。
- (2) 年間計画に基づき、本所及び練習船において業務及び財産の状況を調査した。
- (3) 会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに決算報告書につき検討を加えた。
- (4) 会計業務支援受託者、監査法人トーマツ東京事務所から調査結果の報告を聴取し、面談を行った。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 理事長及び理事の職務執行に当たっては、不正の行為または法令等に違反する重要な事実は認められない。

（注）私たちは、国土交通大臣の任命により平成15年4月1日に就任した。

前任監事：福田正明、常川隆司